

大阪市鶴見区鶴見四丁目16番40号

株式会社 鶴見製作所

証券コード 6351

第 7 1 期 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

場 所 大阪市鶴見区鶴見四丁目16番40号
当社大阪本店 6階会議室



郵送で議決権を行使される場合
行使期限 2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分到着分 まで



インターネットで議決権を行使される場合
行使期限 2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分入力分 まで

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	22
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告書	40

証券コード 6 3 5 1

2022 年 6 月 7 日

株 主 各 位

大阪市鶴見区鶴見四丁目16番40号

株式会社 鶴見製作所

代表取締役社長 辻 本 治

第71期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市鶴見区鶴見四丁目16番40号

当社大阪本店 6階会議室

（末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

【会社提案】

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |

【株主提案】

- | | |
|-------|----------|
| 第6号議案 | 自己株式取得の件 |
|-------|----------|

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tsurumipump.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tsurumipump.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ＞

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、当社第71期定時株主総会における対応について、以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主様へのお願い

- ・株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、本年の株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日ご出席される株主様におかれましては、当日までのご自身の体調にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。

2. 当社の対応について

- ・感染予防の観点から、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止させていただきます。
- ・株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様で体調不良とお見受けされる株主様には、運営スタッフよりお声をかけさせていただく場合がございますので、予めご了承お願い申し上げます。

3. ご来場される株主様へ

- ・ご来場の株主様におかれましては、受付前の検温、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いする場合がございます。
- ・会場内においては、座席を空けてご着席をお願いする場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営等に大きな変更等が生じる場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tsurumipump.co.jp/ir/>）にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分到着分 まで

インターネットで議決権を行使される場合



インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁に記載の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分入力行 まで

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等に関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

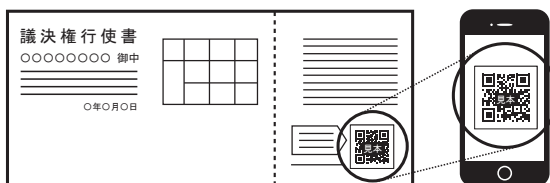
インターネットによる議決権行使について

(行使期限：2022年6月23日(木曜日)午後5時30分入力分まで)

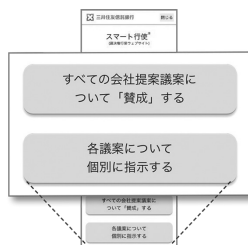
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

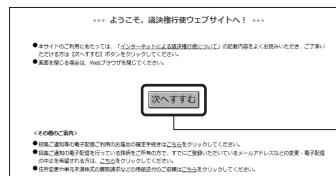
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

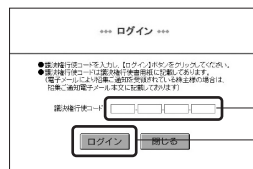
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

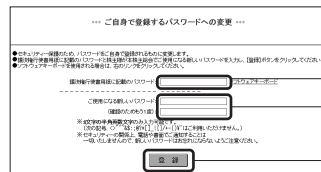
- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

0120-652-031

受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

【会社提案（第１号議案から第５号議案まで）】

第１号議案 定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第16条（電子提供措置等）</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u>
(新 設)	(附 則) <u>第3条（電子提供措置等に関する経過措置）</u> 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営監督機能の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	当社における現在の地位
1	再任	つじ もと おさむ 辻 本 治	代表取締役社長
2	再任	にし むら たけ ゆき 西 村 武 幸	専務取締役
3	再任	うえ だ たか のり 上 田 孝 徳	常務取締役
4	再任	おり た ひろ のり 織 田 浩 典	取締役
5	再任	まり やま まさ つぐ 鞠 山 正 継	取締役
6	新任	つる が けい いち ろう 敦 賀 啓 一 郎	執行役員
7	新任 社外 独立	その だ たか と 園 田 隆 人	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式数
1	辻 もと おさむ 辻 本 治 (1957年10月24日生) 再任	1980年3月 当社入社 1988年12月 当社取締役経理本部経営管理部長 1990年12月 当社常務取締役営業本部長兼経営企画室長 1992年6月 当社専務取締役営業本部長 1993年6月 当社取締役副社長兼営業本部長 1997年5月 当社取締役副社長兼開発部門統括 1998年6月 当社代表取締役社長（現任） 2006年2月 TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD. 取締役社長（現任） 2006年3月 TSURUMI (AMERICA), INC. 取締役社長（現任） 2008年3月 TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD. 取締役社長（現任）	209,567株
【取締役候補者とした理由】 辻本 治氏は、当社の代表取締役として長年にわたり強いリーダーシップを発揮し経営を担っており、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	にし むら たけ ゆき 西 村 武 幸 (1960年3月13日生) 再任	1982年3月 当社入社 2008年4月 当社営業推進部次長 2010年4月 当社社長室戦略グループ次長 2013年4月 当社執行役員京都工場設計部長 2014年4月 当社執行役員京都工場副工場長兼設計部長 2014年6月 当社取締役執行役員京都工場副工場長兼設計部長 2016年10月 当社取締役執行役員生産・技術部門統括 2017年2月 TSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD. 取締役社長（現任） 2017年4月 当社常務取締役生産・技術部門統括 2021年4月 SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD. 取締役社長（現任） 2022年4月 当社専務取締役生産・技術部門統括（現任）	6,331株
【取締役候補者とした理由】 西村武幸氏は、長年にわたり営業部門、マーケティング部門及び生産技術部門における重要な職務に携わり、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所有する 当 社 の 株 式 数
3	う え た か の り 上 田 孝 徳 (1960年 3 月13日生) 再任	1984年 3 月 当社入社 2006年 4 月 当社米子工場管理部次長 2011年10月 TSURUMI PUMP TAIWAN CO.,LTD. 副総経理 2013年10月 当社社長室戦略グループ長 2014年 4 月 当社執行役員社長室戦略グループ部長 2015年 4 月 当社執行役員社長室長 2015年 6 月 当社取締役執行役員社長室長 2016年 2 月 TSURUMI PUMP KOREA CO.,LTD. 取締役社長（現任） 2022年 4 月 当社常務取締役管理部門統括（現任）	7,690株
		【取締役候補者とした理由】 上田孝徳氏は、長年にわたり海外工場を含む生産部門や管理部門における重要な職務に携わり、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものがあります。	
4	お り た ひ ろ の り 織 田 浩 典 (1962年 1 月24日生) 再任	1984年 3 月 当社入社 2005年 4 月 当社四国支店長 2012年 4 月 当社国内営業部副部長 2013年 4 月 当社執行役員国内営業部長 2014年 6 月 当社取締役執行役員国内営業部長（現任） 2017年 7 月 株式会社ツルミテクノロジサービス代表取締役（現任）	11,122株
		【取締役候補者とした理由】 織田浩典氏は、長年にわたり営業部門、特に国内市場における重要な職務に携わり、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所有する 当 社 の 株 式 数
5	まり やま まさ つぐ 鞠 山 正 継 (1960年3月18日生) 再任	1983年3月 当社入社 1994年4月 TSURUMI (AMERICA) , INC. 所長 2009年4月 当社国際営業部次長 2012年4月 当社国際営業部副部長 2013年4月 当社執行役員国際営業部長 2016年6月 当社取締役執行役員国際営業部長 (現任) 2019年9月 TSURUMI AUSTRALIA PTY LTD 取締役社長 (現任)	4,185株
	【取締役候補者とした理由】 鞠山正継氏は、長年にわたり海外子会社の責任者を含む海外営業部門における重要な職務に携わり、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
6	つる が けい いち ろう 敦 賀 啓 一 郎 (1975年11月13日生) 新任	2007年4月 当社入社 2014年4月 当社管理部次長 2016年4月 当社管理部次長兼監査等委員会事務局 2019年4月 当社執行役員管理部長 (現任)	1,089株
	【取締役候補者とした理由】 敦賀啓一郎氏は、長年にわたり当社の管理部門において、財務・経理・内部監査等の重要な職務に携わり、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所有する 当 社 の 株 式 数
7	その だ たか と 園 田 隆 人 (1955年4月3日生) 新任 社外 独立	1979年3月 富士シール工業株式会社（現株式会社フジシールインターナショナル）入社 1994年12月 Fuji Ace Co., Ltd.（タイ）営業担当副社長 2000年8月 Fuji Seal Europe Ltd. 代表取締役社長 2004年6月 株式会社フジシールインターナショナル取締役兼執行役 2004年10月 American Fuji Seal, Inc. 代表取締役社長 2008年9月 Fuji Seal Packaging de Mexico, S.A. de C.V. 代表取締役社長（兼American Fuji Seal, Inc. 代表取締役社長） 2011年8月 株式会社フジシール日本 代表取締役社長 2015年6月 株式会社フジシール日本 取締役会長 兼株式会社フジシールインターナショナル CFO	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 園田隆人氏は株式会社フジシール日本の代表取締役、株式会社フジシールインターナショナルではCFOを務めるなど要職を歴任しており、その豊富な海外経験に基づくグローバルな見識や企業経営に関する優れた知識と経験を有しており、当社はその能力を高く評価し、当社グループから独立した立場で当社グループ経営への助言をいただくことが期待できることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 園田隆人氏は社外取締役候補者であり、原案どおり社外取締役に選任された場合、園田隆人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者である園田隆人氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定です。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は、当社の取締役（社外取締役を含む）及び執行役員等（退任役員を含む）がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。
- ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。
- なお、各候補者が取締役に就任した場合は、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における現在の地位
1	再任 社外 独立	たなかよしひろ 田中祥博	社外取締役
2	再任 社外 独立	かめい づ ぞう 亀井徹三	社外取締役
3	再任 社外 独立	まつもと ひろし 松本浩	社外取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式数
1	たなかよしひろ 田中祥博 (1959年5月21日生) 再任 社外 独立	1988年4月 弁護士登録 1996年4月 田中祥博法律事務所開業（現任） 2001年10月 和歌山大学経済学部非常勤講師 2010年4月 国立大学法人和歌山大学非常勤監事 2012年3月 和歌山県労働委員会公益委員（会長代理）（現任） 2013年4月 和歌山弁護士会会長、日本弁護士連合会理事、 近畿弁護士会連合会常務理事 2015年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	—
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 田中祥博氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識を有しており、当社の社外監査役、社外取締役として法律の専門家の立場から経営陣より独立した視点で妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行ってきました。 この実績を踏まえ、豊富な経験と高い見識から当社の監査機能の強化に貢献して頂けるものと考え、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所有する 当 社 の 株 式 数
2	かめ い てつ ぞう 亀 井 徹 三 (1962年 5 月 18 日生) 再任 社外 独立	1995年 6 月 浅田恒博税理士事務所入所 2012年 2 月 税理士登録 2016年12月 亀井徹三税理士事務所開業（現任） 2020年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	—
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 亀井徹三氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する豊富な知識と経験から当社の監査機能の強化に貢献していただけるものと考え、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		
3	まつ もと ひろし 松 本 浩 (1956年 9 月 19 日生) 再任 社外 独立	1979年 4 月 日立マクセル株式会社（現マクセル株式会社） 入社 1984年 9 月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査 法人）入社 1988年 3 月 公認会計士登録 2019年 7 月 松本浩公認会計士事務所開業（現任） 2020年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	—
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 松本 浩氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する豊富な知識と経験から当社の監査機能の強化に貢献していただけるものと考え、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中祥博氏、亀井徹三氏、松本浩氏の 3 氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、田中祥博氏、亀井徹三氏、松本浩氏の 3 氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 本定時総会終結の時をもって、田中祥博氏の社外取締役（監査等委員）在任期間は 6 年、亀井徹三氏、松本浩氏の社外取締役（監査等委員）在任期間は 2 年となります。
4. 当社と田中祥博氏、亀井徹三氏、松本浩氏の 3 氏は、会社法第 427 条第 1 項に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 当社は会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は、当社の取締役（社外取締役を含む）及び執行役員等（退任役員を含む）がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。
 ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。
 なお、各候補者が取締役に就任した場合は、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案による選任の効力は、当社定款第21条の規定により、補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までであります。補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所有する 当 社 の 株 式 数
し み ず か ず や 清 水 和 也 (1973年8月29日生) 社外 独立	1997年10月 東陽監査法人入社 2001年4月 公認会計士登録 2007年7月 清水和也公認会計士事務所開業（現任） 2021年8月 税理士登録 2021年9月 中辻義則公認会計士事務所入所（非常勤）（現任）	—
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 清水和也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する豊富な知識と経験を活かし、客観的な立場から当社の監査機能の強化に貢献していただけるものと考え、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 清水和也氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 清水和也氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
4. 当社は、清水和也氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定です。
5. 当社は、清水和也氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結する予定です。保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は、当社の取締役（社外取締役を含む）及び執行役員等（退任役員を含む）がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。
なお、清水和也氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】スキル・マトリックス

当社グループがグローバルな事業展開のもと、持続的に成長し中長期的に企業価値を向上するために、健全な企業経営を行うための「経営目線」、重要な業務執行の決定や適正な監督機能を発揮するための「本業拡大目線」、健全な企業経営への監督機能としての「専門知識」の観点から、取締役会が備えるべきスキルを明確化しております。各スキルの有無の判断に際しては、スキルごとに設定した定義に基づき、高い実績や豊富な経験、高度な見識を有しているか否かを目安にしております。

第2号議案及び第3号議案が現案のとおり承認された場合の、各取締役が備えるスキルは以下のとおりとなります。

氏 名	経 営 目 線			本 業 拡 大 目 線			専 門 知 識			
	企業経営	グローバル	ガバナンス	営業・ マーケティング	技術・ 設計	生産・ 原価	財務・ 会計	法務・ コンプライアンス	人事・ 人材開発	リスク マネジメント
辻 本 治	○	○		○	○					○
西 村 武 幸	○	○			○	○				
上 田 孝 徳	○	○	○			○		○	○	
織 田 浩 典	○			○						
鞠 山 正 継	○	○		○						
敦 賀 啓一郎			○				○		○	
園 田 隆 人	○	○							○	○
田 中 祥 博								○		○
亀 井 徹 三							○			○
松 本 浩							○		○	○

【ご参考】取締役の選任に関する方針について

当社は、取締役会がその役割・責務を適切に遂行すべく実効性の確保と向上を図るために設けている「取締役の選定方針及び基準」に基づき、監査等委員以外取締役候補者及び監査等委員である取締役候補者を選任しております。

監査等委員以外取締役候補者については、取締役会の役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を有する人物を、人材の多様性を考慮した上で網羅的にバランスよく選定することを基本方針とし、業務執行取締役においては経営理念や経営方針を踏まえ持続的な成長と中長期の企業価値向上の実現に向け最善の努力を行うことができること等を、社外取締役においては優れた見識を有し経営の諸問題に精通していること、経営環境や業界動向を的確に把握・分析し適切な対応策を提案し実行する能力を有していること等を選定基準としております。

監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会としての役割・責務を果たすことが期待できる資質とバックグラウンドを有していることを、また監査等委員である取締役候補者のうち社外取締役候補者は、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有している者をバランスよく選定することを基本方針としております。

【ご参考】社外役員の独立性に関する基準

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性に関する要件を独立性の基準として考慮の上、また、当社独自の独立性基準を設けて独立社外取締役の候補者を選定しております。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任されます芝上英二氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきまして、当社の業績及び企業価値の向上に尽力したために贈呈するものであり、その金額は当社役員退職慰労金規程に基づき、役位、在任期間等に応じて算定するものであります。

以上により、本議案の内容は、相当であると判断しております。

退任取締役 芝上英二氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
しば がみ えい じ 芝 上 英 二	2005年6月 当社取締役
	2015年4月 当社専務取締役
	2017年4月 当社取締役副社長（現任）

第6号議案 株主提案（DALTON KIZUNA（MASTER）FUND LP）

第6号議案は、株主である[DALTON KIZUNA（MASTER）FUND LP]様からのご提案によるものであります。提案の内容及び提案の理由については、提出された原文のまま記載し、続けて、当社取締役会の意見を記載しております。

自己株式取得の件

1. 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数2,000,000株、取得価格の総額4,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

2. 提案の理由

私共は約16年にわたり貴社株式を保有する株主であり、高水準のROIC（投下資本利益率）と売上高成長を両立してきたご経営陣の事業運営に敬意を表します。一方、下記の2点の理由から、事業面で一切の機会損失を生むことなく貴社は本提案の自己株買いを実施可能であり、それが全ての株主の利益に資すると考えます。

第一に、事業への再投資に将来必要となる資金を考慮しても、貴社は余剰資金を有しています。貴社は2021年12月末時点で現金及び預金155億円、有価証券・投資有価証券161億円を保有し、これらを合算した財務資産の合計は総資産の38%に及ぶ316億円です。又、財務資産から借入金21億円を控除して算出した純財務資産は純資産の42%に及ぶ295億円となり、自己資本比率は83%にのびります。貴社は安定事業を有しており、事業への再投資に将来必要となる資金は、将来キャッシュフローの範囲内で十分調達可能です。

第二に、現在の様に割安な株価で行う自己株買いは一株当たりの価値（利益、純資産、配当）を高め、株主にとって増配以上に効果的な還元となります。経済産業省から2014年に発行された「伊藤レポート」は、日本企業は最低限8%を上回るROE（株主資本利益率）をコミットすべきと提言しています。一方、貴社のROICを鑑みると、本来2桁のROEを安定的に生み出す実力を持つ優良事業を抱えながら、過度な内部留保がもたらす資本効率の低下により、ROEは8%未達の状態が続いています。結果、貴社の株価純資産倍率は恒常的に0.6倍から0.7倍で推移しており、これは貴社の株価が恒常的に清算価値を3割から4割下回って推移していることを意味します。又、貴社の一株当たり純財務資産は2021年12月末時点で1,179円であり、貴社の株価の過半が純財務資産の価値で説明がつく程、割安な水準にあります。

事業経営と同等かそれ以上にキャッシュフローをどのように使うかという資本配分の決断もご経営の重要な責務です。私共は貴社が適正な必要資金の水準を考慮したうえで、中長期的な視点から現在の継続的な増配をベースとした株主還元方針に加え、株価が割安な限りは継続的に自己株式取得を実施していくことが株主に報いる最善の株主還元政策だと考えます。

【株主提案に対する当社取締役会の意見】

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本株主提案に「反対」いたします。

当社はこれまで、事業の成長拡大のため様々な事業投資を実施し、現在進行中の2021年度を初年度とする新中期3ヵ年経営計画“NEXT100”においても、今後更なる事業投資を行っていく方針としております。またM&Aや事業譲受などの投資も積極的、継続的に実施し、企業価値の向上を目指しております。当社は、このように内部留保を成長投資に積極的に振り向ける一方で、株主の皆様への利益還元も企業価値の向上とともに重要な経営課題ととらえ、下記「配当の増額実績・予定」のとおり、継続的、安定的な配当を実施するとともに、積極的な増配を行ってまいりました。自己株式の取得につきましても中長期的な株主還元の有用な手法ととらえており、2022年2月10日から2022年5月9日の期間にて、上限金額500,000,000円及び上限取得数250,000株として、自己株式の取得を実施し、実績として242,600株を440,981,900円で取得いたしました。当社定款第7条におきましては取締役会決議により機動的に自己株式の取得を行うことが可能であり、引き続き資本効率の向上、機動的な資本政策の遂行、積極的な株主還元の観点から自己株式の取得は適時適切に実行していきたいと考えております。

他方で、自己株式の取得については、拙速に行えば内部留保の流出により財務の安定性や持続的な企業価値の向上に悪影響を与えるおそれがあるだけでなく、流通株式数が減少することにより流通株式時価総額にマイナスの影響を及ぼすこともあり得るものであり、プライム市場上場との関係等で問題を生じる可能性も否定できません。そのため、自己株式の取得は、これらのデメリットにも十分に配慮しつつ、慎重に進めるべきであると考えております。本株主提案が求める短期かつ大規模な自己株式の取得は、短期的な視点に立脚したものであり、当社の中長期的な企業価値の向上及びそれによる株主の皆様の利益の最大化にはつながらないものと言わざるを得ないとも考えております。

当社におきましては、創業以来、「10円の元手で3円の商売をする」という堅実経営の企業風土を有し、それを着実に承継してまいりました。その結果として今の健全な姿があり、また、その高い健全性によって取引先からの信頼を獲得し事業を成長拡大させてまいりました。昨今のウクライナや中国の情勢、為替相場の変動など事業環境の不確実性の高まりが見込まれる中で、不測の事態が生じて企業活動をサステナブルに継続し、すべてのステークホルダーのご期待に答えていくことが当社の責務と考えております。その為には十分な内部留保が必要であると考えております。

当社といたしましては、引き続き、資本効率にも留意しつつ、持続的な成長と企業価値の向上を図ってまいります。

以上のとおり、当社取締役会としては、本株主提案に「反対」いたします。

(ご参考) 配当の増額実績・予想

区 分	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期 (予想)
1株当たり年間配当金	34円	36円	40円	42円

(ご参考) 自己株式取得に係る事項の決定

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり決議しております。

- (1) 取得する株式の総数 : 当社普通株式250,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.01%)
- (2) 株式の取得価額の総額 : 500,000,000円(上限)
- (3) 取得する期間 : 2022年5月13日から2022年9月12日

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大や、半導体不足、各種資源価格の高騰、円安基調で推移した為替相場などの要因により、国内の生産や輸出などに大きな影響が出るなど、景気の先行きは依然として厳しい環境にありました。また世界経済におきましても、ウクライナ情勢の悪化によるエネルギー価格や鉱物資源価格の高騰などの影響により、景気減速に対する警戒感が強まっており、今後も予断を許さない状況となっております。

このような状況の中で当社グループは、本年度よりスタートしている新中期3ヶ年経営計画「NEXT100」(ネクスト ハンドレッド)のもと、施策を確実に実行し、当社グループ製品が社会インフラ基盤に対して必要不可欠なものであるという責任を十分に踏まえた上で、製品を万全な体制で供給し続けることができるよう努めました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、512億14百万円と前連結会計年度比13.0%の増収となりました。一方、営業利益は、原材料価格や物流費の高騰などもあり、55億8百万円と前連結会計年度比0.7%の減益となりました。

また、経常利益は、営業外収益の為替差益が特に期末での急速な円安により前連結会計年度比で9億1百万円増加したこと等により73億68百万円と前連結会計年度比15.0%の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度において特別利益に計上していた投資有価証券売却益1億6百万円、特別損失に計上していた関係会社出資金評価損7億43百万円がそれぞれ当連結会計年度はなかったこと等により48億17百万円と前連結会計年度比15.9%の増益となりました。

<国内部門>

国内部門につきましては、建設機械市場におきまして、レンタル業界向けを中心として環境面に配慮したポンプ関連製品及び高圧洗浄機の販売が引き続き好調に推移しました。設備機器市場におきましては一般設備市場及び工場市場向け需要が増加し、官公庁向けの豪雨対策等のインフラ整備関連の受注も拡大したことから売上高は増加しました。

これらの結果、売上高は、359億13百万円と前連結会計年度比3.4%の増収となりました。

<海外部門>

海外部門につきましては、北米市場をはじめとして引き続き建設、鉱山市場で活発な需要が続きました。

北米市場におきましては、鉱物資源価格の上昇を受けて、特に鉱山市場は引き続き活況を呈しており、鉱山市場及び建設市場でのポンプ需要が増加傾向にありました。

アジア市場におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で低迷していたインフラ設備市場も活性化しており、香港、シンガポールを中心とした建設需要や台湾における設備市場での受注に好影響を及ぼしました。また、中国におきましても、ポンプ需要が回復基調で推移しました。

これらの結果、売上高は、153億1百万円と前連結会計年度比44.6%の増収となりました。

部門別売上高

区 分	金 額	構 成 比
国 内 部 門	35,913 ^{百万円}	70.1%
海 外 部 門	15,301	29.9
合 計	51,214	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は18億49百万円であり、その主なものは、米子工場の新工場棟建設等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に3億円を長期借入金として調達いたしました。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社グループ会社である株式会社アロイテクノロジー（株式会社ツルミテクノロジーサービスの100%子会社）は、2022年3月31日付で、アロイ金属工業株式会社より、各種ポンプ部材を主としたステンレス鋼・高クロム鋳鉄の製造・販売事業を譲受けいたしました。

これに伴い、当社グループとして各種ポンプ部品の製造・販売事業を展開するとともに、ステンレス鋼・高クロム鋳鉄の鋳造工場を建設し、鋳造事業も手掛けることにより、ステンレス鋼・高クロム鋳鉄の調達納期の短縮やコストダウン、品質の向上や安定化につなげてまいります。また、現在3D砂型造形機を用いた鋳造技術の高度化に重点的に取り組んでおり、ポンプメーカーとして総合的な製品開発力や製品生産・供給力、並びに生産技術力（人材育成・技能伝承を踏まえたものづくり力の蓄積）の強化を図ってまいります。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに加え、ウクライナ情勢の悪化によるエネルギー価格や原材料価格の高騰、世界的な半導体不足、インフレ加速を背景とした米連邦準備制度理事会（FRB）による金融引き締めなど、景気の先行きは今後も不透明な状況が一定期間は続くものと予想しており、日本経済そして世界経済への多大な影響が懸念されます。特に中国における新型コロナウイルス感染症の再拡大により、当社グループの生産活動に一定の影響を及ぼすことも想定されます。

当社グループにおきましては、中期3ヶ年経営計画「NEXT100」（ネクスト ハンドレッド）の2年目として、施策を確実に実行し、当社グループ製品が社会インフラ基盤に対して必要不可欠なものであるという責任を十分に踏まえた上で、万全な体制で製品を供給し続けることができるよう努めてまいります。

すでにお知らせしているとおり、グローバル戦略による経営基盤の強化を当社グループの最重要の経営課題と位置づけ、世界各国の多様なニーズに対応するために、設備産業分野に強みを持つイタリアのポンプメーカーであるZenit International S.p.A. への出資に向けた諸活動を展開しております。当該課題への対応を通じて、当社グループの長期的な成長基盤・収益基盤の拡大に結びつけ、企業価値向上の実現を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第68期	第69期	第70期	第71期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	43,461	45,604	45,325	51,214
経常利益 (百万円)	5,734	5,475	6,404	7,368
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,013	3,952	4,156	4,817
1株当たり当期純利益 (円)	160.29	157.84	166.00	192.50
総資産 (百万円)	72,160	76,939	81,487	87,299
純資産 (百万円)	59,405	62,010	66,874	71,848

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等及び「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは水中ポンプを主力とした各種ポンプ、環境装置とその関連機器の製造、仕入及び販売（輸出入を含む）並びに賃貸を行っており、それに附帯する修理及びアフターサービス並びに機械器具設置工事業、土木工事業、電気工事業、管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業、鋼構造物工事業、古物商、固定資産のリース業の事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

（当社）

大阪本店	大阪市鶴見区	北関東支店	群馬県高崎市
東京本社	東京都台東区	北陸支店	石川県金沢市
京都工場	京都府八幡市	中部支店	名古屋市中村区
米子工場	鳥取県米子市	近畿支店	大阪市鶴見区
ツルミ東日本ロジスティック	栃木県宇都宮市	中国支店	広島市佐伯区
北海道支店	札幌市東区	四国支店	香川県高松市
東北支店	仙台市若林区	九州支店	福岡市博多区
東京支店	東京都台東区		

（子会社及び関連会社）

株式会社ツルミテクノロジーサービス

株式会社テクノロジーサービス北條

TSURUMI PUMP HONG KONG CO., LTD.

TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD.

TSURUMI (AMERICA), INC.

TSURUMI PUMP TAIWAN CO., LTD.

SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD.

TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD.

HANGZHOU CNP-TSURUMI PUMP CO., LTD.

TSURUMI PUMP KOREA CO., LTD.

TSURUMI PUMP (THAILAND) CO., LTD.

TSURUMI AUSTRALIA PTY LTD

TSURUMI PUMPS AFRICA (PTY) LTD

TSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD.

TSURUMI PUMP MIDDLE EAST FZCO

大阪府

栃木県

香港

シンガポール

アメリカ

台湾

中国

中国

中国

韓国

タイ

オーストラリア

南アフリカ

ベトナム

アラブ首長国連邦

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,132名	29名増

（注）従業員数は、嘱託、契約社員、パートを除いております。

(10) 重要な子会社の状況（2022年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ツルミテクノロジーサービス	82,000千円	100%	機械・事務用機器・車輛の賃貸
TSURUMI PUMP HONG KONG CO., LTD.	HK\$ 1,300,000	100	ポンプ及び関連商品の輸出入・販売及びレンタル
TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD.	S\$ 1,000,000	100	同上
TSURUMI (AMERICA), INC.	US\$ 4,100,000	100	同上
TSURUMI PUMP TAIWAN CO., LTD.	NT\$48,000,000	98	ポンプの製造及び販売
SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD.	US\$ 3,850,000	100	同上
TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD.	US\$ 3,000,000	55	真空ポンプユニットの製造及び販売

(11) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	600百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,500

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,500,000株
- (3) 株 主 数 2,737名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,976千株	7.93%
ツルミ共栄会	1,683	6.75
株式会社三井住友銀行	1,242	4.99
株式会社T'sコーポレーション	984	3.95
有限会社ツルミ興産	894	3.59
THE BANK OF NEW YORK-JASDECTREATY ACCOUNT	822	3.30
辻 本 晃 利	820	3.29
株式会社三菱UFJ銀行	700	2.81
デンヨー株式会社	648	2.60
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	552	2.22

(注) 当社は自己株式 2,574千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当又は主な職業
代 表 取 締 役 社 長	辻 本 治	
取 締 役 副 社 長	芝 上 英 二	
常 務 取 締 役	西 村 武 幸	生産・技術部門統括
取 締 役 執 行 役 員	織 田 浩 典	国内営業部長
取 締 役 執 行 役 員	上 田 孝 徳	社長室長
取 締 役 執 行 役 員	鞠 山 正 継	国際営業部長
取締役（監査等委員）	掛 川 雅 仁	税理士
取締役（監査等委員）	田 中 祥 博	弁護士
取締役（監査等委員）	亀 井 徹 三	税理士
取締役（監査等委員）	松 本 浩	公認会計士

- (注) 1. 2022年4月1日をもって、西村武幸氏は専務取締役、上田孝徳氏は常務取締役にそれぞれ就任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）掛川雅仁氏、田中祥博氏、亀井徹三氏及び松本浩氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置するとともに、社外取締役（監査等委員）は重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 取締役（監査等委員）掛川雅仁氏及び亀井徹三氏は税理士、松本浩氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役（監査等委員）掛川雅仁氏、田中祥博氏、亀井徹三氏及び松本浩氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 取締役の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職する主な他の会社名	兼職の内容	摘 要
代 表 取 締 役 社 長	辻本 治	TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD. TSURUMI (AMERICA) , INC. TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD.	取締役社長 取締役社長 取締役社長	同一事業 同一事業 同一事業
常 務 取 締 役	西村 武幸	TSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD. SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD.	取締役社長 取締役社長	同一事業 同一事業
取 締 役	織田 浩典	株式会社ツルミテクノロジーサービス	代表取締役	
取 締 役	上田 孝徳	TSURUMI PUMP KOREA CO., LTD.	取締役社長	同一事業
取 締 役	鞠山 正継	TSURUMI AUSTRALIA PTY LTD	取締役社長	同一事業
取締役（監査等委員）	掛川 雅仁	株式会社大阪真和ビジコン	代表取締役	

(3) 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	119 (一)	52 (一)	52 (一)	— (一)	15 (一)	6 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	33 (33)	33 (33)	0 (0)	— (一)	— (一)	4 (4)
合 計 （うち社外取締役）	152 (33)	85 (33)	52 (0)	— (一)	15 (一)	10 (4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、基本的に固定報酬（基本報酬及び業績連動報酬）である月額報酬のみで構成されております。取締役（監査等委員）の報酬等は、その役割や独立性を考慮し基本的に固定報酬である月額報酬（基本報酬）のみで構成されております。ただし、取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）である社外取締役に對して、業績が計画を上回り、従業員に対する業績連動賞与を支給する場合には、これに準じた割合で、固定報酬とは別に、取締役賞与を支給することがあります。
2. 上記基本報酬は、役位ごとに年額を定め毎月定額で現金支給しております。
3. 当社は、基本報酬と業績連動報酬等からなる報酬体系を設けております。業績連動報酬は、役位別に定める基準額に対し、評価指標（連結数値を含む前期業績や重要な課題実行計画）の計画達成率ごとに設定した役位係数を乗じた額を毎月定額で現金支給しております。取締役会がその役割や責務を適切に遂行すべく実効性の確保と向上を図る上で、各取締役が果たすべき役割を最大限発揮し、その成果を客観的に測る指標として適切であると考えられるため、当該評価指標を選定しております。なお、上記業績連動報酬等には、従業員に対する業績連動賞与に準じた割合で支給した取締役賞与の金額、それぞれ取締役（監査等委員を除く）9百万円、取締役（監査等委員）0百万円（うち社外取締役0百万円）を含めております。
4. 業績連動報酬に係る評価指標の基準値及び実績
2021年度基準値 連結売上高 45,000百万円、連結営業利益 5,000百万円
2021年度実績 連結売上高 45,325百万円、連結営業利益 5,549百万円
5. 役員退職慰労金は業績連動報酬等と非金銭報酬等以外の報酬等であり、業績貢献を考慮して算定し、当期の繰入額15百万円（取締役（監査等委員を除く））を引当計上しております。

- ② 取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月29日開催の定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）の取締役報酬額は年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、うち社外取締役年額20百万円以内）、取締役（監査等委員）の取締役報酬額は年額60百万円以内と決議されております。なお、当該決議がされた時点において対象となる取締役の員数は9名であり、その内訳は取締役（監査等委員を除く）6名、取締役（監査等委員）3名であります。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、委員の半数以上が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会、業績・経営内容・経済情勢及び各管掌業務の遂行結果等を考慮した上で、各取締役の個人別の報酬等の具体的内容を審議し、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において取締役会で決定することを方針としております。当該方針により、指名報酬委員会において、個人別の役割や職責等に基づき報酬額を審議し、取締役会の決議を経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と兼職先の関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取締役（監査等委員）	掛川 雅仁	株 式 会 社 大 阪 真 和 ビ ジ コ ン 代表取締役

（注）重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	掛川 雅仁	当期において開催された取締役会には12回全てに、監査等委員会には10回全てに出席し、税理士としての専門的見地から、監査指導を、会計監査人としての監査上の主要な検討事項（KAM）に関する協議を行ったほか、指名報酬等や執行部との間で開催（2回）し、活発な意見交換を、また、報酬委員会委員として、当期において開催された委員会委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員）	田中 祥博	当期において開催された取締役会には12回全てに、監査等委員会には10回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、監査指導を、会計監査人としての監査上の主要な検討事項（KAM）に関する協議を行ったほか、指名報酬等や執行部との間で開催（2回）し、活発な意見交換を、また、報酬委員会委員として、当期において開催された委員会委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員）	亀井 徹三	当期において開催された取締役会には12回全てに、監査等委員会には10回全てに出席し、税理士としての専門的見地から、監査指導を、会計監査人としての監査上の主要な検討事項（KAM）に関する協議を行ったほか、指名報酬等や執行部との間で開催（2回）し、活発な意見交換を、また、報酬委員会委員として、当期において開催された委員会委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員）	松本 浩	当期において開催された取締役会には12回全てに、監査等委員会には10回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、監査指導を、会計監査人としての監査上の主要な検討事項（KAM）に関する協議を行ったほか、指名報酬等や執行部との間で開催（2回）し、活発な意見交換を、また、報酬委員会委員として、当期において開催された委員会委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は、当社の取締役（社外取締役を含む）及び執行役員等（退任役員を含む）がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は1年間であり、当該保険の契約期間満了前に取締役会で決議の上、更新する予定であります。

4. 会計監査人に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 33百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画における監査時間及び監査内容、過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、報酬額の見積りの妥当性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適切な職務の遂行が困難であると判断される場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令、定款、企業倫理を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、その周知及び遵守の徹底を図る体制を構築する。
 - b. 当社グループは、コンプライアンス担当役員及び内部統制のための推進組織を設置するとともに、リスク管理体制、コンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
 - c. 取締役会が取締役及び執行役員の職務執行を監督するため、取締役は、業務執行状況を取締役会の報告基準に従い取締役会に報告するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行内容を相互に監視、監督する。
 - d. 監査基準及び監査計画に基づき、監査等委員会は、取締役及び執行役員の職務執行状況を監査する。
 - e. 当社グループの事業活動または取締役、執行役員及び使用人に法令・定款違反の疑義のある行為等を発見した場合の通報・相談窓口を設置する。
 - f. 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、関連法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を整える。
 - g. 暴力団排除条例に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係を排除し、その他一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については、法令・社内規程に基づき、適切な保存・管理を行い、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社グループは、「リスク管理基本規程」に基づき、リスクを適切に把握し、管理する体制を整備する。
 - b. 当社グループは、「危機管理基本規程」に基づき、危機発生時における基本方針、体制、情報伝達方法等を定め、危機の早期収拾、損害の拡大防止を図る。
 - c. その他リスク管理に関する規程及び運用等を定期的に見直し、整備する。
 - d. 当社内部監査部門は、独立した立場から各部門のリスク管理の状況を監査する。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社グループの経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に中期経営計画及び毎年策定される短期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行う。
 - b. 業務の的確かつ迅速な執行に資するため、執行役員制度を導入し、取締役会において執行役員の選任とその執行すべき業務の範囲を定めて、当該業務の執行を委任する。また、取締役及び執行役員の職務権限及び担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図る。
 - c. 取締役会及び執行役員会は原則として月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、当社グループ各社の独立性を尊重しつつ、グループ各社における業務の適正を確保するための体制の整備、また、コンプライアンスの周知、徹底及び推進のための教育・研修等について指導及び支援を行う。
 - b. 「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の経営管理については、一定事項について当社に報告を求めることにより管理を行う。
 - c. 当社内部監査部門は、必要に応じ国内・海外のグループ各社の監査をする。
 - d. 監査等委員会はその職務を行うため必要があるときは、国内・海外のグループ各社の調査を行う。
 - e. 当社グループの経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行う。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- a. 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任し、配置する。
 - b. 前項の具体的な内容については、監査等委員会の意見を徴収し、人事部門その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - b. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、その補助する当該監査業務の範囲内においては、監査等委員会に帰属するものとし、取締役及び他の使用人は、監査等委員会の職務を補助する使用人に対して、指揮命令権限を有しないものとする。
 - c. 当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務に係る業務を優先して従事するものとする。

- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- a. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - b. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為、また、経営に重大な影響を与える不測の事態が発生し、または発生する恐れがあることを知ったときには、速やかに監査等委員会に報告する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の遂行について、独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を活用するための費用の支出を求めた場合、当社は当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役社長は、監査等委員と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を行う。
 - b. 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当期において、取締役会を12回開催し、経営方針・戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況を監督しております。

また、取締役会の任意の諮問機関として、委員の半数以上が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置しており、当期は委員会を4回開催し、取締役及び執行役員の指名及び報酬の決定に関する透明性を担保しております。

② 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は4名の独立社外取締役で構成されており、その職務を補佐するため監査等委員会事務局を設置しております。

当期において、監査等委員会を10回開催しました。

監査等委員会で定めた監査方針及び監査計画並びに監査等委員会監査等基準に基づき、各部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

③ 内部監査の実施

内部監査室は、内部監査計画及び「監査規程」に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施し、各部門における法令や規程類の遵守状況及び業務の標準化・効率化等をチェックしております。

また、監査の結果は、代表取締役に報告するとともに、監査等委員会にも報告しております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針及び「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進及びモニタリング等を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する配当に関しまして、長期的な視野に立った積極的な事業展開に備えたキャッシュ・フローを確保しつつ、安定的に実施することを基本と考えております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	52,940	流動負債	12,717
現金及び預金	14,484	買掛金	7,168
受取手形	4,994	未払法人税等	1,274
売掛金	14,712	契約負債	792
有価証券	990	賞与引当金	1,129
商製成品	1,701	その他	2,352
半製品	1,675	固定負債	2,733
仕掛品	5,456	長期借入金	2,100
原材料及び貯蔵品	1,764	繰延税金負債	123
原価の引当金	1,047	役員退職慰労引当金	210
貸倒引当金	3,187	退職給付に係る負債	127
	2,962	その他	172
	△37		
固定資産	34,359	負債合計	15,451
有形固定資産	15,868	(純資産の部)	
建物及び構築物	6,149	株主資本	66,634
機械装置及び運搬具	935	資本金	5,188
工具器具及び備品	324	資本剰余金	7,810
土地	8,302	利益剰余金	55,957
リース資産	49	自己株式	△2,321
建設仮勘定	105	その他の包括利益累計額	4,198
無形固定資産	1,481	その他有価証券評価差額金	1,652
投資その他の資産	17,009	為替換算調整勘定	2,482
投資有価証券	13,893	退職給付に係る調整累計額	63
退職給付に係る資産	53	非支配株主持分	1,015
繰延税金資産	463		
その他	2,754		
貸倒引当金	△2		
投資損失引当金	△154		
資産合計	87,299	純資産合計	71,848
		負債・純資産合計	87,299

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		51,214
売上原価		34,543
売上総利益		16,671
販売費及び一般管理費		11,162
営業利益		5,508
営業外収益		
受取利息	266	
受取配当金	262	
為替差益	1,153	
雑収入	215	1,897
営業外費用		
支払利息	10	
有価証券運用損失	15	
雑損	12	37
経常利益		7,368
税金等調整前当期純利益		7,368
法人税、住民税及び事業税		2,270
法人税等調整額		230
当期純利益		4,867
非支配株主に帰属する当期純利益		49
親会社株主に帰属する当期純利益		4,817

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,497	流動負債	11,192
現金及び預金	5,764	買掛金	7,115
受取手形	4,799	未払金	308
売掛金	15,579	未払費用	1,082
契約資産	990	未払法人税等	1,010
有価証券	183	契約負債	427
商品	754	賞与引当金	1,129
製品	3,070	その他の	118
半製品	1,764		
仕掛品	925	固定負債	3,790
原材料及び貯蔵品	1,990	長期借入金	3,102
その他の金	2,695	退職給付引当金	164
貸倒引当金	△19	役員退職慰労引当金	210
		その他の	312
固定資産	31,061		
有形固定資産	12,475	負債合計	14,982
建物	4,058		
構築物	309	(純資産の部)	
機械装置	553	株主資本	53,133
車両運搬具	10	資本金	5,188
工具器具及び備品	255	資本剰余金	7,810
土地	6,998	資本準備金	7,810
リース資産	186	利益剰余金	42,457
建設仮勘定	103	利益準備金	992
無形固定資産	665	その他利益剰余金	41,464
ソフトウェア	633	固定資産圧縮積立金	142
その他の	31	別途積立金	33,800
投資その他の資産	17,920	繰越利益剰余金	7,521
投資有価証券	11,974	自己株式	△2,321
関係会社株式	2,377	評価・換算差額等	1,443
関係会社出資金	1,687	その他有価証券評価差額金	1,443
長期貸付金	1,486	純資産合計	54,576
繰延税金資産	421		
その他の金	127	負債・純資産合計	69,559
貸倒引当金	△0		
投資損失引当金	△154		
資産合計	69,559		

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売	上	高				44,588
売	上	原	価			32,717
売	上	総	利	益		11,871
販	売	費	及	び	一	般
					管	理
					費	8,308
営	業	利	益			3,563
営	業	外	収	益		
受	取	利	息	242		
受	取	配	当	金	272	
為	替	差	益	1,152		
雑		収	入	194		1,862
営	業	外	費	用		
支	払	利	息	39		
有	価	証	券	運	用	損
雑		損	失	6		61
経	常	利	益			5,364
税	引	前	当	期	純	利
					益	5,364
法	人	税、	住	民	税	及
法	人	税	等	調	整	額
						1,661
						△50
当	期	純	利	益		3,753

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 鶴見製作所
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 川 越 宗 一
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 山 本 恵 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鶴見製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鶴見製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 鶴見製作所
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 川 越 宗 一
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 山 本 恵 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鶴見製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の当会社における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及び同号ハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている内部統制システムの推進体制について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求め、意見を表明するなど、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当該事業年度に係る監査の方針、監査計画を定め、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、情報の取集及び監査の環境の更なる整備に努めるとともに、オンライン会議ツール等も活用しながら取締役会その他重要な会議への出席等を通じて、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当会社の取締役会等において定期的に事業及び管理状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ②上記に加えて、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けされた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制、即ち、会社計算規則第131条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」等に従って適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行なうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、第71期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討を加え、かつ、会計監査人の監査の方法及び結果について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①第71期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する体制及び運用状況は、事業報告の記載内容のとおりであり、取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社 鶴見製作所 監査等委員会

監査等委員長 掛川 雅 仁 ㊞

監査等委員 田 中 祥 博 ㊞

監査等委員 亀 井 徹 三 ㊞

監査等委員 松 本 浩 ㊞

(注) 監査等委員掛川雅仁氏、田中祥博氏、亀井徹三氏及び松本浩氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

〈メ　モ　欄〉

[illegible]

〈メ　モ　欄〉

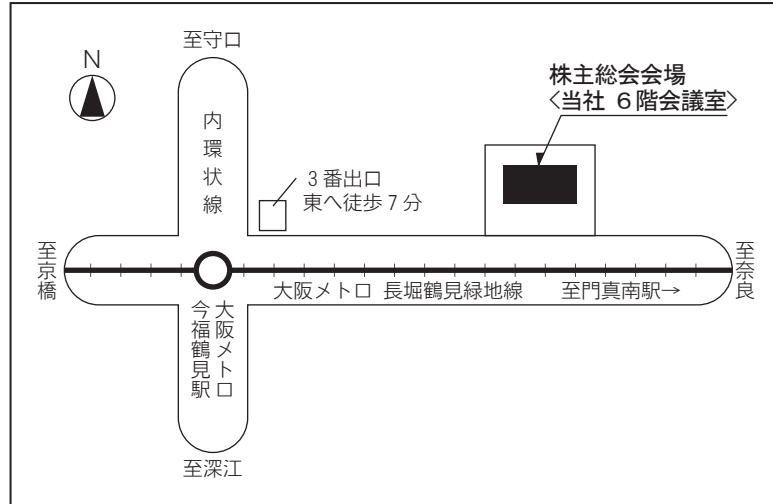
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ　モ　欄〉

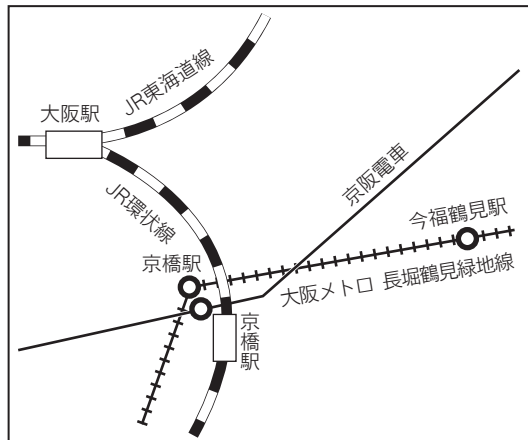
[illegible]

株主総会会場 ご案内略図

(当社大阪本店 6階会議室)
大阪市鶴見区鶴見四丁目16番40号



- 大阪メトロ
長堀鶴見緑地線をご利用の方は、
今福鶴見駅で下車
していただき、
3番出口より
お越しください。



新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染の可能性が懸念されております。
本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。